

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.35 (2023.10.12)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① ひとりたたかうしか P1~3
- ② あなたはまったく悪くない P2~3
- ③ 宗教的な信念なく無私の行為は可能か P3~4
- ④ 市議会は市当局と同じ穴のムジナである P5~6
- ⑤ “冤罪”の深層 ~警視庁公安部で何が P7~9
- ⑥ パターナリズム【その2】 P9~11
- ⑦ 自由と人権は公民館等の有料化に反対します【その2】 P11~12

ご自由にお持ちください

ひとり たたかうしかない たたかいなんだね
あなたが そこまでおもいつめたとは
あなたの こどくがぼくのみにしみる

ポストンバッグに きものをつめて
退学とどけ と 片道キップ
ひとり たたかうしかない たたかいなんだね

ぼくは あなたに なにもしてあげれない
ぼくには かねもなく コネもない
あなたの こどくが ぼくのみにしみる

ただ がんばれと 声をかけるだけ
だた 花束とキスをおくるだけ
ひとり たたかうしかない たたかいなんだね

つめたい風がふきはじめ 家にあかりがつくと
しらないひとたちのなかにいる
あなたの こどくがぼくのみにしみる

ときどき がんばれの声がきこえてくると
そこにも 仲間たちがいる と知る
ひとり たたかうしかない たたかいなんだね
あなたの こどくが ぼくのみにしみる



『わたしたちが良い時をすごしていると 片桐ユズル詩集』より

きみはぜんぜん悪くない

この詩を全国で不当に辞めさせられている教員にささげる。

(この詩はもともと横書きで書かれている。詩集に挟まれている葉によると、片桐さんは英語が日常的で当たり前の家庭に育ったそうである片桐さんの横書きは、そのことと関係しているかもしれない。)

私立・公立を問わず、学校で免職になる教員、特に非正規教員が後を絶たず、裁判で不当解雇を訴える事例も少なくはない。「指導力不足」「不適切」として校長からマークされ、研修に送られ、自主退職を迫られる。「免職よりは自己都合による退職のほうが、再就職の可能性が高まるよ」などと猫なで声でささやかれて。

自分に何か至らぬことがあったのかと自問自答し、時には自己否定、自己嫌悪にも陥り、自死さえも頭をよぎったきみ、きみはぜんぜん悪くない。 本当に悪いヤツは他にいる。

いっとき膝を屈することがあろうとも、再び立ち上がれ。けっして死ぬな！ 辞めるな！ 同じ思いを抱く多くの孤独な魂がある。きみはひとりではない。

9月28日、動きづらい体を引きずるようにして、懐かしの東京高裁へ出かけた。小学校条件付採用音楽教員免職処分取消訴訟・控訴審判決言い渡しの傍聴に参加するためである。

この裁判への傍聴は、日の丸・君が代被処分者の会（ぼくもその会員の1人）から呼びかけを何度も受けていた。しかし実際には、体調不良もあってなかなか出かけることはかなわず、原告に対するエールのみ伝えてもらうよう会の関係者に依頼した。そのメールにも、「たぶん傍聴には行けないけれど」という断り書きを添えた。



教員のなりてが少ないと言われるこんにち、免職処分などと聞くとよほど教員として悪い事をしたのだろうと想像するだろうが、必ずしもそんなことはない。

実は、この原告が提訴した詳しい理由や、この裁判の経緯についてぼくは全く知らなかった。しかし不当処分であろうことは確信していた。なぜか。そのひとつは信頼できる人たちがこの裁判を支援していたこと。もうひとつは近年の学校事情（管理職に一定数の「不適格教員」を上げさせ、研修に送り込み、「反省」や「改善」が見られない教員は辞めさせられるという流れが出来上がっている）を伝え聞いていたからである。

ぼくも日の丸・君が代処分を受けたときに、強制的に「研修」を受けさせられた。しかし「質問」や「抗議」などして抵抗したが、免職などは考えられなかった。今では気に入らない教員や、管理職に盾突く教員を（ときには組合員であることを理由に、しかしそれを隠して）排除するシステムとして定着してしまったようだ。だからむしろ、処分される教員のほうにこそ共感を覚える。不登校の生徒にこそ真実があるのと同じだ。

以下の文章は『世界 2022 年 3 月号』（岩波書店）の「子どもがいて、地域があって、学校がある」から引用したもの。大阪の久保校長・名田校長（中学）・斉田毎日放送ディレクターの鼎談のうち、名田校長の発言である。

ちなみに久保校長は松井大阪市長に提言書を出して、文書訓告を受けた方である。きみこそ正しい！

名田 大阪には「ステップアップ研修」と呼ばれるものがあります。「指導が不適切な教員」として校長が判断した教員を教育委員会が判定し、対象に認定されたら、指導改善研修を受講させられます。これは教員に何か明らかな瑕疵があるというより、選択の基準がかなり主観的、本人が知らないうちに調査対象とされたケースもあります。制度が始まった 2004 年から現在まで 55 人が研修対象になり、現場復帰はわずか 10 人、分限免職 6 人、休職 1 名、それ以外は自主退職されています。

以上は大阪の例であるが、教育反動自治体である東京都でも似たようなものだろう。

こうなると、「指導力不足」や「不適切」な教員を報告しない校長は、仕事をしていないことにされる。いやでも一定数報告しないわけにいかなくなるのだ。

だいたいノルマを課すなどという手法は、人間を奴隷とみなす発想とそう変わりない。ゆうちょや JA の保険の勧誘しかり、5 段階評価しかり、警察署長によるノルマを課した交通違反摘発しかり、ピックアップの車体損傷偽装しかりだ。社会主義から資本主義かに関わりなく、どこにもある。

自由と自主性のないところに本当の教育や仕事の喜びなどない。

免職処分を受けたきみ、きみはぜんぜん悪くない。悪いのは校長や教育委員会だ。それを動かす政治権力だ。

しかし当日の判決は棄却であった。

この日ぼくらが傍聴した裁判が行われたた 817 号法廷は、ぼくが 5 月に逆転勝訴を勝ち取った場所だと、帰ってから記録を見てわかった。

同じ場所で今度は棄却という判決を聞くと皮肉だが、きみも再度体勢を立て直し上告してほしい。ぼくも別件の裁判で上告したことがある（結果的には負けたが、主張の根幹は誤っていなかったと今でも確信している）。

最高裁で負ける確率は確かに低い、必ず負けると決まっているわけではない。



宗教的な信念なく無私的行為は可能か

いささか強引だが、片桐ユズルつながりで筆を進める。

「自由と人権通信 NO.34」の表紙に、片桐ユズルさんが書いたご自分の曾祖母の話に掲載（実際は、石川逸子著『オサヒト覚え書き 関東大震災篇』に載っていた片桐さんの文を転載）した（注）。片桐さんの曾祖母が、関東大震災後の混乱のさなか、自分の身を投げだし朝鮮人青年の命を救った話だ。事件が何事もなく終息したあと、曾祖母が普通の年寄りとなつたとぼとぼと歩いていくくんだり、かえって彼女の威厳を際立たせる。

どうして「普通の年寄り」が、他者のために自身をかえりみない行為が可能だったのだろうか、ずっと考えていた。

本通信の表紙の詩は『わたしたちが良い時をすごしていると』から転載したものだ、その本に添えられている“言葉の嘘を感知し「よき時」を共有する言葉を探す人 片桐ユズル詩集『わたしたちが良い時をすごしていると』に寄せて”（鈴木比佐雄）によると、片桐さんの祖先は長野県下伊那郡の出身で、祖母は敬虔なキリスト教徒であり、日常的にも実践者であつたらしい（父もクリスチャンで、イギリスにも留学したことのある民間の英語教育者であつた）。そのことは『オサヒト覚え書き 関東大震災篇』でも触れられている。その敬虔なキリスト教徒であつた祖母のもとに長野県から呼び寄せられたのが、ハジメさんの曾祖母「片桐けい」さんであつた。ここからはぼくの仮説だが、敬虔なキリスト教徒であつた娘のもとで生活していたけいさんもキリスト教徒になった。ユズルさんの父（曾祖母の息子）大一さんも同じ影響を受けてクリスチャンになったのではないか（ただし、下伊那郡に住んでいたけいさんを含む家族がクリスチャンであつた可能性もある）。

つまり、そのような宗教的な背景がある曾祖母がいて、大一さんと件の事件に遭遇し、無私的行為に及んだのではないか。その時彼女は、考えるより先に身が動いたのであろう。



「おばあちゃん」を除くそこにいたすべての人たちがこの惨事を止めるでもなく、虐殺に及ぶ雰囲気と同調し、はやし立てる人たちがいる中、疑問やためらいがあつても（大一さんもその一人であつたろう）ただ傍観するしかなかった。そのような切迫した状況での行為である。たとえ宗教的な信念を持っている人でも、考えてしまえば体は動かないだろう。まさにけいさんは真の行為者であつたと言える。

そう考えると、宗教的なバックボーンを持たないぼくのような人間は安心できるのである。

では、宗教的な背景を持たない人に、そのような無私の行為はなしえないのか。自爆テロや戦時中の特攻隊などが無私的行為といえるのだろうか。日常的な行為という視点からすれば、少し違うような気もする。そもそも自爆テロや特攻は宗教共同体や国家という巨大な権力機構のもとにあって成り立つ行為である。

けいさんも宗教的な共同体に属していたではないかともいえるが、とっさになし得たけいさんのような行為と、あらかじめ準備し、意識的にその行為に駆り立てる特攻や自爆テロは同一のものではない。

愛する人のために自分の命さえ投げだすといったことも（たやすくなし得ることではないが）考えられる。確かにそれは無私の行為には違いないけれど、特定の人を対象にした（動物など人間以外を対象にする場合もある）、多分に利己的なものである。「愛」そのものが利己的であると言ってもいい。

無私的行為が迷わずできるような人は敬服に値するが、かえりみて自分などにはとても無理だという確信がある。とはいえ自己の中に利他の心がないというわけではない。しかし件のような事態に遭遇したとき、けいさんのような行動はとれず、後悔だけが心の中によどむことになるのだろう。

だからといって宗教を持とうとは思わない。もし後悔するとしても、今の自分の状態でことに臨むしかなく、もし可能であればその結果を一生かけて引き受けるしかないだろう。

※注：「自由と人権通信 NO.34」の「大きな愛」の中ほどでぼくが書いた文、「そして。片桐ユズル氏

の文は掲載文章の後にさらに続き、」は、正確に言えば誤りであった、「片桐ユズル氏の文」とあるのは、同文章の前段にもあるように、ユズルさんの父大一さんが英文で書いたものを、ユズルさんの弟ハジメさんが日本語訳した文のことである。



市議会は市当局と同じ穴のムジナである



「通信 NO.34」でも報告したが、9月14日の総務委員会について、各議員の発言を通してより詳しく分析してみたい。

まずこの委員会で一度も発言しなかった議員がいることを明らかにしておく。

蜂須賀議員（自民党）・東口議員（公明党）の2人である。しかしこの2人は採決では反対に回った。どのような根拠で本請願を不採択にしたのか明らかにせぬまま反対に回る。請願者を含む市民に対して不誠実であり、議員としての資質に欠けるというほかない。

反対に回った他の議員はどうであったか。賛成してくれた議員を含め以下に報告する。

質疑の段階では、中間議員（公明）が市の考えについて質問をし、意見を表明した。**上林議員（共産）・高峰議員（維新）中野議員（やまとみどり）**からも、市当局に対し質問と、請願に対し好意的な意見表明があった。

自由討議では**大后議員（立憲国民クラブ）**が長々と判決文を読み上げ（この人はいつもこのパターンだ。）、第三者のように解説を述べ、最後は「総合的に判断して賛同するには至りませんでした」と結んでいる。大后議員の発言から読み取れることは一つ。「判決文にないことを市は履行する義務はない」という、市および請願に反対する議員の主張と同一である。自己の言葉で語らず、既存の文章や他者の主張に乗るしかないから、反対する独自の根拠が示せないのだろう。

前号でも指摘したが、大后議員が賛成に回っていてくれれば、請願は総務委員会で採択となった。このことは記憶しておく必要がある。

同じ自由討議で、上林議員と高峰議員が、「一部敗訴」などという評価は本判決の根幹ではないと正しい指摘をして市を批判したのに対し、**中間議員（公明）**は「市が判決文のとおり対応していくということなので請願を採択する必要はない」と言い切っている。なんといい言い草であろうか。判決文で命じられたこと以外（謝罪・処分・公表を）市が対応しないので、請願が提出されているのだ。

さらに中間議員は、「表現の自由は最大限に尊重されなければならないが、認められないこともある」との言わすもがなのことを付け加えていた。問題なのは、表現の自由が侵された事実である。チラシの配置が認められたたことで過去に何か問題があったのか、現今そのような問題があるというのか。本件のような事案に対し、このような仮説を立てる必要がどこにあるか。

自公政権を批判するようなチラシ類が変更や撤去を求めた事例は過去に何件もあるが、興味本位で個人のプライバシーを暴いたり、ヘイトに及んだり、差別を助長するような表現物があったということは（幸いにも）聞かない。中間議員の発言は、タメに（しかも、オノレのタメ）にする発言というべきで

ある。

公民館のような公共設において、チラシ等で現政権を批判することも、市長の施政方針や政策を批判することも、逆に賛同することも含め、まったく自由でなければならない。オノレにとって不都合な表現のみをとらえてこれを問題にしてきたからこそ、表現の自由が侵されてきたということを議員はもっと自覚すべきである。

以上が総務委員会でのドキュメントである。

さて、9月25日の本会議に移ろう。

結果から報告する(個人の目視による確認なので、誤りを排除できないことを初めにお断りしておく)。

【賛成】7

共産党(2 ※1名欠席)・やまとみどり(3)・高峰議員(維新)・関議員(生活者ネット)

【反対】13

自民(2)・自民新政会(3)・公明(4)・立憲国民クラブ(3)・大川議員(無所属)

賛成は1/2、圧倒的少数である。この中で(とりわけ総務委員会)で立国の犯した罪は重い。

本会議での請願についての発言にも触れておく。上林議員は請願に賛成の立場から討論に参加した。中間議員は総務委員会での発言趣旨のとおり、「市は判決文にあることを履行すればそれでよい」との内容で賛成討論に立った。まさに同じ穴のムジナの親分である。

木下議員(自民新政会)・蜂須賀議員(自民)も反対討論に立ったが、本請願についての発言はなかった。採決の結果をよんで、もはや発言する必要を認めなかったのか、反対する理由が中間議員を代表とする「判決文至上主義」であり、たんなる繰り返しになるからやめたのか、それはわからない。

すでに何度も述べたように「判決文至上主義」を主張することは、本請願の内容だけではなく、判決文さえ正しく読み取れているかどうかとも怪しいことを示している。請願で主張していたことは、表現の自由を確固としたものにするために何をすべきなのか。市は、議会は、そして自分とはということであり、判決はそのスタートに過ぎない。

しかし実際は、市も議会も、そんなことはみじんも考慮していないことが改めて明らかになった。ただし議員全員が同じ穴のムジナではないことを示すため、議員の個人名をあげて、ここに詳述した次第である。また、市役所すべての職員が市長と一蓮托生というわけでもなからう。

請願が不採択になったからといって、当方の主張を引っ込めるという気はさらさらない。今後も市長に謝罪・処分・公表を迫っていくことは同じであるし、こちらから公表せざるを得なくなるようにする働きかけも必要であろう。



きみは見たか？ NHK スペシャル「“冤罪”の深層 ~警視庁公安部で何がー ーチラシ配置事件高裁確定判決後の東大和市の対応を重ね合わせてー

冤罪事件である大川原化工機事件について、独自取材を敢行した NHK が「“冤罪”の深層 ~警視庁公

安部で何が～」というタイトルで9月24日に報じた。これをご覧になった方も多いと思う。ぼくはこの番組を、東大和市の佐伯中央公民館長が行ったチラシ配置に絡む違法行為、及びその後の東大和市の対応について重ね合わせながら観ていた。

【事件の概要と背景】

この事件に関してはすでに『世界 2022年3月号』（岩波書店）で青木理が「町工場 VS 公安警察 ルポ大原原化工機事件」として伝えている（こちらぜひ読んでほしい）。

大原原化工機は、横浜市にある従業員90人ほどの中小企業であり、噴霧乾燥機（スプレードライヤー）を製造している。この製品が軍事転用可能な（デュアルユースの性能を持つ）精密機器であるとして不正輸出の疑いがかけられ、2020年3月11日に社長以下3名の役員が警視庁公安部に逮捕された。そして2020年3月31日、東京地検は役員3名を外国為替及び外国貿易法違反で起訴した。

一年近い不当な長期拘留の後、2021年2月5日に釈放されたが、逮捕された役員1名が適正な治療を受けられず、拘留中に胃がんで亡くなるという悲惨な事件も起きている。

公判前整理手続によって、2021年7月15日に第1回公判期日が設定された。弁護側は主張関連証拠開示請求をしていたが、検察側は開示請求対応のためとして公判日の延期を求め、第1回公判期日は8月3日に延期されることとなった。ところが証拠開示期限の直前、7月30日に東京地検は公訴の取り下げを申し立て、裁判を終結させたのである。

2021年9月8日、逮捕された役員2名と遺族は東京地裁に、国と都を被告とした損害賠償請求を求めて提訴した。この判決は今年12月27日に言い渡される予定。

以上がこの事件の概要である。

【冤罪の背景や原因】

この冤罪事件には様々な原因や背景があるが、先にそのいくつかを指摘しておきたい。

- (1) 容疑を認めるまで拘留を続ける、「人実司法」といわれる悪弊
- (2) 肥大化した公安警察の組織防衛と過剰な国家主義的使命感
- (3) 組織に属する個人の利益と保身
- (4) 経済安保法に象徴される「戦時経済体制」の蔓延

これらが幾重にも絡み合っただけで今回の冤罪事件が起き、唐突に終息したといえよう。



【異例の証言】

損害賠償請求裁判では、捜査を担当したZ・Yという現職警察官の法廷における証言が注目された（注1）。それは、上層部の関与もほのめかしながら、事件は捏造であり、個人的利益や保身から生じたとするものだった。証言によりこの件が冤罪であったことが明らかになった。このような証言自体異例であり、法廷では驚きをもって迎えられたようである。しかし同時に、ぼくは次のような疑問をいだいてしまう。

この事件は公安部外事1課第5係が担当したが、現職警察官の証言であることを考慮すると、すでに公安内部ではこの証言は了解済みのことだったのではないかと。公安部では冤罪を認めることにより、より大きな真実を隠蔽しているのではないかとかの疑念である。

つまり、冤罪の責任を第五係・外事第1課・公安部まででとどめ、さらなる上層部（国務大臣・内閣総理大臣など政治権力に属する部分）による事件関与にふたをするための法廷戦術だったのではないか。また同時に、問題の多い経済安保法制などを成立させた政権批判につながらないようにするための戦術という側面もあったのではないかということである。すなわちこれは公安内部の冤罪告発という体を取りながら、実はきわめて政治的な対応であったとも取れなくないのである。

小ウソを明らかにして大ウソを隠す類は世間でもよく見られるが、権力を持ったもののそれは格段に罪深い。

（注1）2018年の木原元官房副長官（当時）の妻に関する疑惑でも、実名による元捜査員の告発があった。

【内部告発者の手紙と取材】



NHKの取材では、捜査関係者からの匿名の内部告発と謝罪の手紙も紹介されている。この手紙は社長たちの起訴後の拘留中に届いた。手紙の主は、法廷でこの事件は捏造であると証言した元捜査員のZ・Yとは異なるが、その内容は証言とも一致するものであると番組では紹介している。大川原化工機の社長はこの手紙を読み、「人間って、上から言われたことをするだけじゃないんだな」と得心している。

NHKはこの匿名の告発者（仮にQとしておこう）を特定し、直接取材をしている。その中でQは次のように述べる。

「上層部がそろって応援し、令状もある。そこで違うと言い出すには勇気がいる」「やりそうな人材は組織にはまだまだいる」

Z・Yの証言と一致する部分もあるが、微妙に異なる部分も見られる。Z・Yが、個人的な利益優先と保身から冤罪に加担したと判断しているのに対し、Qは上層部の強い意向のもと冤罪と分かっているにもかかわらず、結果的に手を貸すことになったと判断している。「上層部がそろって応援する」ためには、それなりの力が働いたのではないかとみるのは考え過ぎだろうか。

最後にQは次のように語る。「非を認め、決裁した人それぞれに責任を取らせる。それができないなら、また同じような事件が起きるだろう」

起訴後、外事第1課 第5係の係長は警部から警視に昇進している。

大川原工業の役員と遺族がおこした損害賠償請求訴訟の判決は、12月27日に言い渡される予定である。

【チラシ配置事件と重ね合わせて】

チラシ配置拒否事件は判決でも指摘されている通り、行政手続法第7条違反にあたり、表現の自由の侵害にあたるとして国家賠償法1条1項に基づき被告東大和市に対して損害賠償を命じている。

被告である東大和市にとって、判決内容はきわめて重いものである。しかるに東大和市の対応はこれに真摯に向き合っているとは思われず、原告に対する謝罪すら実現していない。

これまでも東大和市では、行政幹部やそれに働きかけができる者たちから表現の自由に関わる介入が見られた。この判決を契機に表現の自由を確固としたものにすべく、原告は様々なアクションを市や議会に対して行ってきた。しかしながら市も市議会も一蓮托生、後ろ向きの姿勢である。

チラシ配置拒否事件は、本件冤罪事件と比べれば取るに足らないものかもしれないが、いくつかの点

で重なる部分がある。そのいくつかを以下に列挙してみる。

- 東大和市当局に内部告発者はあったかといえ、残念ながらその兆候は見られなかった。しかし、心ある職員は必ずいる。大川原化工機の社長のことは、「人間って、上から言われたことをするだけじゃないんだな」を期待したい。
- 大川原化工機事件の原因の一つと考えられる「組織に属する個人の保身」で言えば、行政不服審査における口頭意見陳述での佐伯中央公民館長の虚偽答弁「修正をお願いした」などはこれにあたるだろう。これを認めた審査庁（尾崎元市長）や、これに連なる伊野元宮審理員及び館長の上司である小俣元社会教育部長（当時）も同罪といわねばならない。
判決を受けて、東大和市が再検証すべき事柄であるにもかかわらず、判決後、和地市長が何らかの対応をしたということは聞こえてこない。
- 捜査員 Q のことは「非を認め、決裁した人それぞれに責任を取らせる。それができないなら、また同じような事件が起きるだろう」は胸を突く。

和地東大和市長は実質的に「非を認め」たとは言えない。非を認めることは「決裁した人」（この中には行政不服審査における決裁も当然含まれる）、つまり市長自身も責任を取る必要がある。そもそも、佐伯元中央公民館長の適正な処分さえ行っていないのである（さすがに公安部 外事第一課 第五係の係長のように、昇進まではしていないだろうが、これも現市長の元にあってはどうか分からない）。

これらの処分に合わせて公表まで進まない限り、「また同じような事件が起きるだろう」という!Qの言葉にはリアリティーがある。

東大和市における表現の自由を確固たるものにするための働きかけはまだまだ途上である。



パターナリズム【その2】 — 個人情報保護はだれのため?! —

核兵器廃絶の賛同署名にマスキング（「平和市民のつどい」における東大和市当局者によるもの）という異様な風景を「自由と人権通信 NO.33」に書いた。個人情報の保護がその理由だとか。そう意識しているからかもしれないが、同様な事例に意外なほど遭遇する。これらもパターナリズムの一種と言える。

【公民館で】

公民館のグループ紹介の冊子でも、一律に代表者氏名や連絡先が消されていることが分かった。

公民館有料化反対で各グループに連絡することになり、職員にその冊子をもって初めて分かったことだ。以前は代表者名と電話番号が（全部ではないが）載っていた（もっと前はすべて載っていたような気もする）。職員に聞くと、何年か前からこのようになったそうだ。個人情報の保護の観点からというのがその理由。またか！

実際に問い合わせする場合はどうするんだと聞いたら、公民館から代表者に連絡して了解を得てから、問い合わせをした人に連絡先を教えるか、または代表者から直接本人に連絡してもらおうという方法をとっているとのこと。やたら面倒なことをしている。だいたい公民館に送チラシには連絡先を書くように「お願い」しているくせに、何だ！ 矛盾しているではないか。

一律に隠す必要がする必要がどこにあろう。載せたくない人だけそうすればいいのだ。賛同署名マスキングの時にもこう進言したが、担当者は聞き入れなかった。というより、決めたことだからとして聞く耳を持たないのだろう。考えることすらしていない。まさに「思考停止」だ。

言い争いをしているにもかかわらず、公民館有料化反対に関してはとりあえず公民館側のやり方ですすめてもらうことにした。もちろん中には教えたくない人もいるかもしれない（何のための代表者かともいいたくもなる）が、それは仕方がない。

グループの数は350以上あるからこれだけでも大変な作業だ。職員には気の毒だが、連絡をとるためにはこの方法より他にない。結果、公民館職員は自分で自分の首を絞めていることになる。

ところが後日電話してどうなっているか聞いたところ、「調整したいことがある」と言う。また翻意したなと察知し、直接話をすることにした。さすがにすべてのグループに電話することは困難だということになったようで、代表者には機会を得て（公民館に来た時や、会合であった時に）連絡をする。それ以外は他の方法を考えるとのこと。それもしかたないと思い、期限を10月末までということで承諾した。

【自衛隊がやってきた！】

個人情報をもとに必要情報まで隠してしまうかと思えば、個人情報を垂れ流しにしている例もある。防衛省によるDM送付のための住民基本台帳の閲覧がその最たるものだ。閲覧すら問題なのに、さらに10歩ぐらい進んで、最近では直接データを直接渡しているらしい。これも安倍政権の時になし崩しで決められたものだが、違法性が高い。

東大和市がどうしているかまだ確認していない（おそらく「横並び」で同じことをしているのだろう）が、こんなものがマイナンバーと紐づけされたら大変だ。「赤紙」復活にもなりかねない。

いっぽうで、情報公開しても個人情報の保護を理由に、こんなことまで隠すのかよ、と思えるようなマスキングがある。裁判

「市区町村による自衛隊への住基情報提供の違法性について」（三重大学准教授 前田定孝）が参考になります。



関係の事案を情報公開したところ、事件番号までマスキングされていた（そういえば、裁判所で裁判長の名前が掲示されていたので、覚えのためにスマホで撮ろうとしていたら、事務員に制止された。書き写すならいいらしい。いったい何が違う！）。「パターナリズム亜種」ともいえる。今のところ、情報公開の目的を直接阻害されるようなものではないため見過ごしているが、そのような事態になった場合、法的な対処も必要になるかもしれない。

個人情報保護などという言葉や法律（個人情報の保護に関する法律）がハバを利かせているが、そもそも地位も財産もない庶民にはあま関係ない。むしろこの法律によって守られるは、われわれ「下々のもの」ではなくて、金持ち、権力者、有名人だ。



さきに述べた情報公開申請の例のように、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づく（マスキングが多い）情報公開は十分なものではないが、権力機構の情報を吐き出させるには有効な「武器」であることは確かだ。これに対し、情報の流出を阻む堰のようなものである個人上保護法は、

われわれ庶民に役立つことは少なく、権力者の「盾」と言えるかもしれない。こんなものに振り回される愚を犯してはならない。



自由と人権は公民館等の有料化に反対します【その2】

【公民館等有料化をめぐる情勢】

東大和市は東大和市第6次行政改革大綱（2022（R4）年度～2026（R8）年度）、ならびに第5次行政改革大綱（2017（H29）年度～2021（R3）年度）をとおして「安定した行財政運営の確立」を掲げ、その中で「事務管理経費の縮減」をあげ、すべての課に対し「需用費、役務費、使用料及び賃借料について、一層の経費縮減を図るため、行政評価及び各年度の予算編成作業等を通じて見直しを行う。」としている。行政管理課においては「使用料・手数料等のあり方検討」として「使用料や手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、負担のあり方等を検討する。」とある。

「5次大綱」を受けた公民館等の使用料について企画財政部行政管理課では【主な検討項目及び市の方針】として、「(2) 受益者負担のあり方について」で「施設の設置目的に沿った利用の際の手数料は、集会所、学習等共用施設、公民館の利用者に応分の負担を求める。」としている。つまり、社会教育法第20条の目的以外に使用された場合にのみ徴収していた利用料を、すべての公民館利用者に求めるということである。

なお、東大和市のホームページには次のような記述がある。「市では、東大和市第6次行政改革大綱推進計画に掲げる取組として、「使用料・手数料等の定期的な見直し」（3年に1度実施する料金の見直し及び公表）の実施時期を令和6年度としていますが、令和3年度に見直しの実施を見送った経緯があることから、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する可能性があることを定め、前倒しすることも可能としているところです。（波線は引用者）」（ページ番号 1005045 更新日 2022年10月21日）つまり2023（R5）年度内の実施の可能性もあり、予断を許さない状況となっている。

【受益者負担と減価償却費】

ここで「大綱」で示されている「受益者負担」について考えてみよう。受益者負担とはそもそもどのようなものか。『広辞苑』によれば、「地方公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人々から徴収すること」とある。公民館利用者は施設開設・維持・運営によって「特に利益を受ける人々」だろうか。そんなことはない。市民であれば誰でも自由に利用できる施設である。例えば特定の住居に対する引き込み道路のように、ある限られた人たちだけが利益を得るものとは根本的に異なる。



そのような誰もが平等に利用できる公共施設に対し、一部の市民のみが特定の利益を得ているが如きに喧伝するのは誤りであり、虚偽公報と言わねばならない。虚偽の事実を前提に公民館等の有料化を進めることは許されない。

庁議付事案書「使用料・手数料のあり方における市の方針について」（2021（R2）年9月30日）では、「（1）原価計算について」で「原価に減価償却費を算入する。」としている。さらに、2015（R27）年6月発行の「使用料・手数料見直しに係る基本方針」（2022年もこれを使用）によると、「原価計算の対象とする 主な経費」として、人件費・需用費（用紙代）・委託費（保守点検委託費）・使用料および賃借料・その他（負担金）が対象になっている。まさに公共施設への市場原理の導入ともいえるものである。税金を徴収したうえで、さらに減価償却費まで負担させるということであり、本来市が責任をもって負担すべき経費を、市民へ転嫁することに他ならない。許されざる暴挙である。

【条例改訂とパブコメ】

公民館等の使用料は、上記のように社会教育法第20条に基づく目的のための使用は無料（東大和市立公民館条例第10条）としている。つまり、公民館等の利用料有料化は条例改訂をしなければ実現し得えない。

公民館利用者連絡会への尾崎前市長の回答（2022年7月）では、「市の財政的基礎に関わる問題であることなどから、（中略）パブリックコメントを実施する予定はありません」と述べている。

東大和市パブリックコメント実施要綱によれば、第4条で「実施期間は、次に掲げるものについて、パブリックコメントを実施するものとする。」とあり、「（2）ア 市の基本的な制度を定める条例（イ）市民等に義務を課しまたは権利を制限することを内容とする条例」としている。（2）のアについては微妙だが、（イ）については該当すると考えられる。これは市が実施しなければならない義務規定である。

いっぽう、続く第4条では適用除外として「実施機関は、前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。」として、「（4）市税、分担金、使用量及び手数料の徴収その他の徴収に関する場合」としている。これを見ると、本件の場合パブコメを実施する必要はないととれなくもない。



しかし、利用料の改定が適用除外になっているからといって、パブコメを実施しなくてもいいなどという解釈は成り立たない。市民に対し公民館等の使用料支払い義務を課す条例改訂が、パブコメ実施義務を定めた第3条に該当することは明らかだからである。そもそも第4条の適用除外は「実施しないことができる」のであって、禁止規定ではない。市民に対し大きな影響を及ぼす有料化について、市当局はむしろパブコメを積極的に実施すべきなのである。

【後記】昨年成立してしまった経済安全保障法という法律がある。経済活動と科学技術研究を軍事戦略的観点から対外的に統制、規制しようという「国家総動員法」ともいべき稀代の悪法である。いっぽう国内的には、平和国家の看板を掲げながら軍事技術研究に血道をあげ、兵器製造に税金をつぎ込み、攻撃的兵器まで輸出しようとするこの国のありようとはいったい何なのか。

真の平和国家なら、国外、国内を問わず、兵器製造や軍事転用の恐れがある製品の製造販売は厳しく規制されるべきなのではないか。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。